

「（仮称）農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の策定 について」に寄せられた意見と検討結果

【パブリックコメント実施期間】 令和4年2月1日（火）から令和4年3月1日（火）まで

【担当部局】 企画経済部企業連携推進課

【意見提出者】 5人

【意見件数】 30件

【意見への対応】	採 用	： 意見に基づき原案を修正するもの	2 件
	一部採用	： 意見に基づき原案を一部修正するもの	1 件
	不 採 用	： 意見を原案に反映しないもの	1 件
	記 載 済	： 既に原案に盛り込まれているもの	0 件
	参 考	： 原案に盛り込めないが今後参考とするもの	0 件
	そ の 他	： ご質問・ご意見として伺うもの	26 件

【意見の検討経過】 令和4年3月9日 当課及び関係部局において意見の検討及び検討結果（案）の作成
令和4年3月14日 企画課に合議のうえ、市長決裁にて最終決定

「（仮称）農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の策定について」に寄せられた意見と検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	基本計画の「1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針」の中に「エネルギーの地産地活を推進する・・・」とあるが、今後どのように進めるのか明らかにするべき。	その他	地域で生み出した再生可能エネルギーを地域で活用するための取り組みを推進していくため、現在、需要と供給の両面から複合的に検討を行っています。 今後も、本市の取り組みについては、ホームページや各種施策等においてご説明していきます。
2	70,000,000 kWh/年を20年間継続して発電するにはどのくらいの未利用材が必要なのか。 再造林とあるが、樹が育つには長い歳月を要し、他の地域でのバイオマス発電では、未利用材だけでは間に合わず、育成中の樹や本来利用材となるものを伐採したり、海外から樹などを輸入するなど、本来の目的からずれている例もある。	その他	年間約12万tの燃料が必要になることから、20年間で約240万tと想定しています。 本基本計画案において整備を計画しているバイオマス発電所においては、石狩市周辺から集材する未利用材や剪定枝等の一般材を燃料とする予定です。
3	バイオマスで発電された電気は、既存の送電線を利用するのか。北海道電力（株）の送電線の受入れは可能性があるのか。	その他	本パブリックコメントは、「（仮称）農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の策定について」意見を募集するものであり、送電の方法については、基本的に発電事業者において決定されるものと認識しています。
4	バイオマス発電所から近隣住民等への悪臭の影響があると思われる。	その他	本基本計画案において整備を計画しているバイオマス発電設備では、悪臭防止法に規定された特定悪臭物質については取り扱われないと認識しています。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
5	木質燃料によるバイオマス発電は、パーム椰子殻が主体になると思われるが、道央地区における未利用木材は、発電設備の規模 9, 950kW のうちの程度の割合を占めるのかを明らかにしたうえで意見を求めるべき。	その他	本基本計画案において整備を計画しているバイオマス発電設備では、パーム椰子殻を燃料として使用することは想定しておりません。
6	近年、パーム椰子植林の急激な増加によって、熱帯雨林が消滅し、環境破壊が進行しているため、本来の再生可能エネルギーの役割を果たしていない。 このようなバイオマス発電事業に加担すべきではない。	その他	ご意見として承りました。
7	未利用材は、単に間伐材なのか、建築資材として利用できる成木も含むものなのか、定義を明確にするとともに、森林の乱獲を防ぐ仕組みがどのようになっているのか明らかにしてほしい。	一部採用	未利用材とは、森林における伐採又は間伐に由来する未利用なものを意味します。 未利用材の定義について、基本計画に記載します。 本基本計画案において整備を計画している発電事業の実施において、未利用材の有効活用を図ることにより、再生林の促進という副次的効果が期待されます。
8	バイオマス発電所の建設計画に関して住民説明会はあったのか。	その他	現在のところ本基本計画案において整備を計画しているバイオマス発電所に関する住民説明会は行われていないと認識しています。
9	協議会には、札幌も含まれているのか。	その他	農山漁村再生可能エネルギー法に基づき設置する予定の協議会には、現在のところ札幌市森林組合を含む予定はありません。
10	未利用材の有効活用として、何年先まで見込んでいるのか。	その他	発電事業期間は、20 年間で想定しています。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
11	総発電量 70,000,000kWh/年は、何世帯で使用できる電力量なのか。	その他	一般的な家庭の年間電力使用量を 4,000kWh と仮定すると、70,000,000kWh÷4,000kWh で 17,500 世帯分と算出できます。
12	発電事業期間である 20 年間が経過したらどうなるのか。	その他	事業期間終了後の発電設備等の取扱いについては、発電事業者において判断することとなるほか、本基本計画案第 8 項において、再生可能エネルギー発電事業を中止または終了する際における適切な対応について規定しています。
13	再生可能エネルギーとは何か。 メリット、デメリット、リスクを含めて教えてほしい。	その他	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されています。 一般的に、再生可能エネルギーは、季節や天候等により発電量が変動するため、出力調整が可能な電源や蓄電池と組み合わせることで効率的なエネルギーの確保が必要であると言われてい
14	発電した電気は地元で使えるのか。	その他	本基本計画案は、バイオマス発電所による未利用材の積極的導入を実現し、本市の自然環境の保全や調和に努めつつ、再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギーの地産地活を推進することを目的に定めるものです。 なお、発電した電気の取扱いについては、発電事業者において決定されるものと認識しています。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
15	送電線の問題は解決できるのか。	その他	<p>本基本計画案は、バイオマス発電所による未利用材の積極的導入を実現し、本市の自然環境の保全や調和に努めつつ、再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギーの地産地活を推進することを目的に定めるものです。</p> <p>なお、送電の方法については、基本的に発電事業者において決定されるものと認識しています。</p>
16	<p>石狩市と基本計画との関係がわからない。</p> <p>石狩市が管理者となるかのような書きぶりである。</p> <p>この計画において、石狩市の主体性がどこまであるのか。外部の団体や外部の資本で石狩市が踊らされていないか。</p>	その他	<p>本基本計画案は、地域主導で再生可能エネルギー発電を促進することにより、農山漁村の活性化を図ることを目的に、市町村が主体となって国の基本方針に基づき作成するものです。</p>
17	(株)奥村組とシンエネルギー開発(株)による石狩市におけるバイオマス発電事業及び石狩バイオエナジー合同会社の事業は、どのようになったのか。	その他	<p>本パブリックコメントは、「(仮称)農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の策定について」意見を募集するものであり、他の事業について意見募集するものではありません。</p>
18	<p>3社共同(風力発電のエコパワー社、LNG火力発電所の北ガス社、バイオマス発電の石狩湾新港エネルギー発電合同会社)による自営送電線の埋設工事について、他2社は既に埋設送電線を利用しての発電事業を行っている。送電埋設共同工事は北海道電気工事(株)が担当。埋設送電線工事についてはどうなったのか。石狩バイオエナジー合同会社のホームページでは「今度も北海道、石狩市及び石狩湾新港管理組合など行政や、石狩開発を</p>	その他	<p>本パブリックコメントは、「(仮称)農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の策定について」意見を募集するものであり、他の事業について意見募集するものではありません。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	はじめとする地元企業の協力による連携を深めてまいります。」と書かれている。 市民にきちんと情報提供をしていただきたい。		
19	本計画のバイオマス発電は、石狩湾新港地域「RE100ゾーン」の計画に提供される再エネなのか。	その他	本基本計画案は、バイオマス発電所による未利用材の積極的導入を実現し、本市の自然環境の保全や調和に努めつつ、再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギーの地産地活を推進することを目的に定めるものです。 なお、発電した電気の取扱いについては、発電事業者において決めるものと認識しています。
20	京セラコミュニケーションシステム（株）による、再エネ100%で運営するゼロエミッションデータセンター事業には、太陽光、風力、バイオマスで発電した電力を自営線で結び、発電所から直接供給するとしているが、風力発電所の計画が噂では無くなったと聞いており、太陽光発電施設の計画も市民に知らされていないまま、今回の隣接地にバイオマス発電施設の計画になったということか。	その他	本パブリックコメントは、「(仮称)農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の策定について」意見を募集するものであり、他の事業について意見募集するものではありません。
21	石狩市役所と石狩市議会は、主体性を持って、地産地活ではない外部からの事業計画提案には下川町議会を見做って拒否してほしい。	その他	農山漁村再生可能エネルギー法の目的を踏まえ、事業者からの基本計画作成の提案が、地域の農林漁業の健全な発展に資する考えなのかを検討し、関連政策と照らし合わせた上で計画作成を進めていきます。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
22	石狩市と日本総合研究所が地域脱炭素実現に向けた協定の締結を発表。知名度の高い日本総研ですが、人口密度の低い地方都市の地域特性をつかんでいない、都会の発想を押し付けになっていないか懸念がある。 カーシェアリングは、石狩市に必要なのでしょうか。 木質バイオマスを輸入することが書かれていますが地産地活の再エネではない。	その他	本パブリックコメントは、「(仮称) 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の策定について」意見を募集するものであり、他の事業について意見募集するものではありません。
23	基本計画(案)の作成に(株)日本総合研究所が関わっているか。	その他	本基本計画案は石狩市が作成したものです。
24	基本計画(案)1ページ目の森林面積が違うと思われる。北海道林業統計によると、基本計画に記載されている53,322haではなく、53,297haとなっている。 数字の根拠を示してほしい。	採用	P1の3行目について、「森林面積は53,297ha(令和元年度北海道林業統計 令和3年3月公表)」へ修正します。
25	森林面積を天然林と人工林で分けた場合の比率を明記すべき。 また、間伐が必要な森林は、人工林であることも明記すべき。	不採用	ご意見として承りました。
26	「一般民有林」、「未利用材」を定義してほしい。ほかに、市民生活では使わない言葉について、わかりやすく明記してほしい。	採用	「一般民有林」について、民有林のうち道有林を除いた森林で、市町村や個人、法人などが保有する森林を意味しています。 「未利用材」についてはNo.7をご参照ください。 「一般民有林」、「未利用材」の定義について、基本計画に記載します。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
			その他の、本基本計画案において使われている用語について、特別に定義が必要なものはないと認識しています。
27	未利用材とは何か、以前、市からは「干ばつの現場で捨てられていた枝葉の部分」という説明があった。枝葉の部分だけを集めて、約1万kWの出力が維持できるのか心配している。地産地活の地域での循環をうたう再生可能エネルギー計画では、枝葉の部分だけでは持続不可能な発電であり、この計画には無理がある。 また、100%FITで売電するとも教えてくれた。なぜ、このような重要なことを記載していないのか。 石狩湾新港地域の「RE100ゾーン」はどのように達成するのか、仕組みを明らかにすべき。	その他	「未利用材」についてはNo.7をご参照ください。 本基本計画案は、バイオマス発電所による未利用材の積極的導入を実現し、本市の自然環境の保全や調和に努めつつ、再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギーの地産地活を推進することを目的に定めるものです。 なお、本基本計画案においては、売電先や電気の活用方法等について意見募集するものではありません。
28	バイオマス発電所の熱効率を教えてください。	その他	本基本計画案において整備を計画しているバイオマス発電所の熱効率については、現在のところ事業者等において検討している最中であると認識しています。
29	バイオマス発電所の煙の臭いは大丈夫ですか？ 排煙の成分を教えてください。	その他	本バイオマス発電設備では、悪臭防止法に規定された特定悪臭物質については取り扱わないこととなっています。 排煙の成分については、現在のところ不明ですが、必要な処置を施すように事業者等に求めてまいります。
30	「道央地区未利用バイオマス供給協議会」の議事録をホームページ等で公表してほしい。	その他	本パブリックコメントは、「(仮称)農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の策定について」意見を募集するものであり、他の団体等について意見募集するものではありません。